平成２７年第２回平群町議会
臨時会会議録（第１号）

招集年月日	平成２７年５月８日
招集の場所	平群町議会議場
開会（開議）	５月８日午前１０時１９分宣告（第１日）
出席議員	１番　山本隆史　　２番　城内敏之 ３番　井戸太郎　　４番　森田　勝 ５番　稲月敏子　　６番　植田いずみ ７番　山口昌亮　　８番　山田仁樹 ９番　髙幣幸生　　１０番　窪　和子 １１番　下中一郎　　１２番　馬本隆夫
欠席議員	なし
地方自治法第121条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長　岩﨑万勉 副町長　中島伊三郎 会計管理者　瓜生浩章 理事（政策推進課長）　大浦孝夫 理事（総務防災課長）　経堂裕士 理事（都市建設課長）　植田充彦 理事（教育委員会総務課長）　西本　勉 理事（上下水道課長）　島野千洋 税務課長　西脇洋貴 住民生活課長　上田武司 健康保険課長　辰巳育弘 福祉課長　塚本敏孝 観光産業課長　寺口嘉彦 監査委員事務局長　山口繁雄 政策推進課参事　巳波規秀 総務防災課参事　橋本雅至 住民生活課参事　北樋口政弘 都市建設課参事　岡田守男 教育委員会総務課参事　村社仁史 教育委員会総務課参事　松村嘉容
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長　上田昌弘 主幹　田中裕美 主任　竹村　恵

町長提出議案の題目	報告第２号　議会の委任による専決処分の報告について （和解及び損害賠償の額の決定について） 報告第３号　議会の委任による専決処分の報告について （和解及び損害賠償の額の決定について） 同意第３号　教育長の任命に同意を求めることについて 同意第４号　監査委員の選任に同意を求めることについて 承認第１号　専決処分の承認を求めることについて （平群町税条例等の一部を改正する条例について） 承認第２号　専決処分の承認を求めることについて （平成２６年度平群町一般会計補正予算（第７号）について） 承認第３号　専決処分の承認を求めることについて （平成２６年度平群町介護保険特別改正補正予算（第４号）について） 承認第４号　専決処分の承認を求めることについて （平成２７年度平群町一般会計補正予算（第１号）について） 承認第５号　専決処分の承認を求めることについて （平成２７年度平群町介護保険特別改正補正予算（第１号）について）
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の２名を指名した。 １番　山本隆史　　２番　城内敏之

平 成 ２ ７ 年 第 ２ 回 （ ５ 月 ）
平群町議会臨時会議事日程（第１号）

平成２７年５月８日（金）
午 前 １０ 時 開 議

日程第１　　仮議席の指定について

日程第２　　議長の選挙について

平 成 ２ ７ 年 第 ２ 回 （ ５ 月 ）
平群町議会臨時会追加議事日程

（第１号の追加）

追加日程第１		議席の指定について
追加日程第２		会議録署名議員の指名について
追加日程第３		会期の決定について
追加日程第４		副議長の選挙について
追加日程第５		特別委員会の設置及び定数について
追加日程第６		常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について
追加日程第７		特別委員会の委員の選任について
追加日程第８		諸般の報告
追加日程第９	報告第２号	議会の委任による専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
追加日程第１０	報告第３号	議会の委任による専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
追加日程第１１	同意第３号	教育長の任命に同意を求めることについて
追加日程第１２	同意第４号	監査委員の選任に同意を求めることについて
追加日程第１３	承認第１号	専決処分の承認を求めることについて（平群町税条例等の一部を改正する条例について）
追加日程第１４	承認第２号	専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度平群町一般会計補正予算（第７号）について）
追加日程第１５	承認第３号	専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度平群町介護保険特別会計補正予算（第４号）について）
追加日程第１６	承認第４号	専決処分の承認を求めることについて（平成２７年度平群町一般会計補正予算（第１号）について）
追加日程第１７	承認第５号	専決処分の承認を求めることについて（平成２７年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について）

平 成 ２ ７ 年 第 ２ 回 （ ５ 月 ）
平群町議会臨時会追加議事日程

（第１号の追加）

追加日程第１８　　委員会の閉会中の継続調査の件

○局　長

皆様、おはようございます。議会事務局長の上田でございます。本日は御出席いただきましてありがとうございます。

本臨時会は一般選挙後の最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第１０７条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うとなっております。出席議員の中で、城内議員さんが年長の議員でございますので、臨時議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

年長議員議長席に着く

○臨時議長

皆さん、改めましておはようございます。ただいま紹介されました城内敏之でございます。座って失礼させてもらいます。

地方自治法第１０７条の規定によりまして、臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いします。

先日、５月１日の議員懇談会の中では自己紹介をしておりますが、理事者側と初めてでありますので、大字・自治会名と氏名の自己紹介をお願いします。

議席番号１番の山本君より順次お願いします。

自己紹介

○臨時議長

続きまして、理事者側の紹介をお願いしたいと思います。副町長。

○副町長

各議員の皆様、改めましておはようございます。今回は改選後の初議会でございますので、本日、会議に出席しております町長を初めとする職員について御紹介させていただきます。

理事者紹介

事務局紹介

○臨時議長

ここで、各参事及び監査委員事務局長は退席いたします。御苦労さんでした。

開　　会　（午前１０時１９分）

○臨時議長

ただいまの出席議員は１２名で定足数に達しておりますので、これより平成２７年平群町議会第２回臨時会を開会いたします。

町長より、招集に当たりまして御挨拶をお願いします。町長。

○町　長

皆さん、おはようございます。臨時議会招集に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、さきの議会議員選挙におきまして見事当選の栄誉をかち取られましたこと、心からお祝いを申し上げます。まことにおめでとうございます。

今後におきましては、平群町発展のために御尽力いただきますようお願い申し上げる次第でございます。

そう申し上げる私自身、１月の町長選挙におきまして、町民の皆様の負託を受け、３期目の町政を担わせていただいているところであります。改めて振り返りますれば、これまでの２期８年間は、町行政の抜本的改革と町の将来発展に向けての基盤整備に取り組んでまいりました。

具体的には、公平で公正な行政の推進による財政健全化、身の丈に合った行政サービスの構築、子育て・教育環境の整備・充実、町の中心市街地の整備事業や都市計画の見直しによる大型商業店舗の誘致などであります。

しかしながら、この８年間の間に大きな社会情勢の変化も生まれております。３月議会でも申し上げましたが、例えば高齢化率は３月末で３４．３％、８年前の約１１％の増、二十歳から６４歳の労働人口は約２０％の減となっております。このことにより、町税収入は２５年で１９年度比約２億円の減、扶助費は同じく２億８，０００万の増となっております。このことは、今後の町政運営がこれまでの町政そのままの継続ではやっていけないことを示しているということであります。

現在、第２次行財政改革大綱に基づき、町政全般の見直し作業を行っているところであります。いずれ、議員の皆様にも御相談させていただきたいと考えておりますので、その節はよろしくお願いいたします。

一方、国におきましても、地方創生の大号令が発せられました。今、日本の人口が減少期に入り、このまま推移すれば、２０６０年には８，６００万人になると言われております。そのことから、政府におきましては、地方創生を旗印に東京一極集中の是正や子育て世代の支援策、企業の地方拠点強化などの政

策を掲げて、人口減少に歯どめをかけるべく動き出しております。

平群町におきましても、年度内の早い時期に、平群町創生総合戦略を策定し、国・県と一体的な取り組みを目指してまいります。

さて、３月議会からこれまでの主な出来事について御報告申し上げます。

３月７日には、第１０回市町村対抗子ども駅伝大会が開催され、町の部では５位に入賞する結果となりました。これも指導いただいたコーチや関係者の方々、選手の日々の努力の成果であると思っております。

また、春は卒業・入学の季節であります。各学校やそれぞれの園において、３月には卒業式、卒園式が、４月には入学式、入園式が行われ、児童・生徒の皆さんは、それぞれ新たな学びやへと巣立っていかれました。お子様の健やかな成長を心から祈念申し上げる次第でございます。

また、本年は平群幼稚園と南保育園が統合し、新たに幼保連携型認定こども園として、ゆめさとこども園が開園いたしました。４月１８日には開園を記念した式典を開催し、各方面の皆様よりお祝いの言葉を頂戴したところでございます。今後におきましては、はなさとこども園とともに、保護者の皆様、地域の皆様、関係各位の御理解と御協力を賜り、平群町の子育て事業の中心施設として、しっかりと取り組んでまいります。

４月２９日には、平群町の一大イベントとなりました第６回へぐり時代祭りを開催いたしました。当日は、天候にも恵まれ、来場者も１万５，０００人を数えるなど、大盛況でありました。時代行列や、くまがし広場のイベント、道の駅うまいもの市などへの参加協力団体は、県内外多数に上りました。実行委員会を初め、ボランティアスタッフ、関係各位の皆様には、この時代祭りの開催に当たり、大変な御苦労をいただきましたことを、この場をおかりいたしまして心から感謝を申し上げる次第でございます。

本日は、平成２７年第２回の臨時議会を招集いたしましたところ、全員の御出席を賜り、まことにありがとうございます。

本議会におきましては、報告案件が２件、人事の同意案件が２件、専決処分の承認案件が５件、合計９件の案件を上程させていただいております。いずれにおきましても、慎重に御審議を賜り、原案どおり同意・御承認を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○臨時議長

議事日程の報告を求めます。局長。

○局　長

それでは、一般選挙後の臨時議長が作成する議事日程の範囲は議長選挙までとなっておりますので、それに準じて報告いたします。

日程第１　仮議席の指定について

日程第２　議長の選挙について

以上でございます。

○臨時議長

日程第１　仮議席の指定

を行います。

議席の指定は、会議規則第４条第１項の規定により、議長において指定することになっています。仮議席は議長の選挙が終了し、就任するまで、ただいま着席の議席とします。

日程第２　議長の選挙について

を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

「投票」の声あり

○臨時議長

投票という声がありますので、それでは選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

議場閉鎖

○臨時議長

ただいまの出席議員は１２名です。

次に立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に植田いずみ君及び窪　和子君を指名します。

投票用紙を配ります。

投票用紙配付

○臨時議長

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○臨時議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

投票箱点検

○臨時議長

投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。局長。

局長の点呼により順次投票

○臨時議長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○臨時議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。植田いずみ君及び窪　和子君は、開票の立ち会いをお願いいたします。

開票

○臨時議長

選挙の結果を報告します。

投票総数１２票、有効投票１２票、無効投票なし。

有効投票のうち、山田君６票、下中君６票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は３票であり、山田君と下中君の得票数はいずれもこれを超えております。

両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第１１８条第１項の規定は、公職選挙法第９５条第２項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

山田君及び下中君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

立会人、もう一度前へ出てください。

くじは２回引きます。１回目は、くじを引く順序を決めるくじ引きです。第２回目は、この順序によってくじ引き、当選人を決定するためのものです。

くじを行います。

くじの立ち会いをお願いしまくす。

まず、くじの順番を決めるくじを引いていただきます。

山田君と下中君、前に出てください。

議席の順で、まず山田君から引いてください。

くじ引き

○臨時議長

くじ引きの順序が決定しましたので、報告します。

初めに下中君、次に山田君。以上のとおりお願いします。

なお、１番のくじを引かれた方が当選とします。

くじ引き

○臨時議長

くじの結果を報告いたします。

くじの結果、下中君が当選人と決定いたしました。

議場の出入り口を開いてください。

どうも御苦労さんでした。お席に戻ってください。

議場開鎖

○臨時議長

ただいま議長に当選されました下中君が議場におられます。会議規則第３３

条第２項の規定によって、当選の告知をします。

この際、各位に報告します。議長は、王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会、老人福祉施設三室園組合議会、西和衛生試験センター組合議会、以上の組合議会の議員及び王寺周辺広域市町村圏協議会の委員にもただいま就任したことになります。

議長、就任の挨拶をお願いします。

○議　長

ただいま初議会におきまして、議長という大役に御選任をいただきまして、本当にありがとうございます。今回は、選挙後初めてということで、各議員におかれましても、議会に対する思い、また熱意、また町政発展のために思い、そういうことで選挙戦を戦われたと思います。そのような思いで、今後とも議会活動に、また町政発展のために、ともに頑張っていきたいと思いますので、皆さん方の、議員各位のなお一層の御支援と御協力、またあわせて町理事者側の御協力をお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長

議長章の授与を行います。

事務局より議長章授与

○臨時議長

これをもって臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着きください。

議長、議長席に着く

○議　長

それでは、お諮りをいたします。

会議規則第２２条の規定により、議事日程の追加をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、日程を追加することに決しました。
議事日程の配付を行います。

追加議事日程配付

○議　長
ただいまからの議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりです。
議事日程の報告を求めます。局長。
○局　長
議事日程報告　追加議事日程表のとおり
○議　長
ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。
追加日程第１　議席の指定について
を行います。
議席は、会議規則第４条第１項の規定によって、ただいまの着席のとおり指定をいたします。
追加日程第２　会議録署名議員の指名について
を行います。
本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第１２０条の規定により、１番、山本君、２番、城内君を指名します。
追加日程第３　会期の決定について
を議題といたします。
お諮りをいたします。
本臨時会の会期は本日１日と決定したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長
異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日１日と決定をいたしました。
追加日程第４　副議長の選挙について
を行います。
お諮りをいたします。
選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

「投票」の声あり

○議　長

投票という声がありますので、それでは、副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

議場閉鎖

○議　長

ただいまの出席議員は１２人です。

次に立会人を指名をいたします。会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に山口君及び髙幣君を指名をいたします。よろしくお願いいたします。

投票用紙を配付します。

投票用紙配付

○議　長

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議　長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。局長。

投票箱点検

○議　長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いをいたします。

局長の点呼により順次投票

○議　長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議　長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

続きまして、開票を行います。山口君、髙幣君、開票の立ち会いをお願いをいたします。

開票

○議　長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数１２票、有効投票１２票、無効投票０票です。

有効投票のうち、井戸君６票、窪君６票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は３票であり、井戸君と窪君の得票数はいずれもこれを超えております。

両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第１１８条第１項の規定は、公職選挙法第９５条第２項の規定を準用してくじで当選人を決定することになっています。

井戸君及び窪君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

井戸君と窪君、前へ。

くじについては、順番を決めるくじと、本選のくじと２回引きますので、議席番号の順に引いていただきます。井戸君。

くじ引き

○議　長

くじを引く順番が決定しましたので、報告します。

まず初めに、井戸君、次に窪君。以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

１番のくじを引かれた方を当選人といたします。

それでは、井戸君、窪君、くじを引いてください。

くじ引き

○議　長

くじの結果を報告します。

くじの結果、窪君が当選人と決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

議場開鎖

○議　長

ただいま副議長に当選されました窪君が議場におられますので、本席から告知をいたします。副議長就任の挨拶がございます。副議長、どうぞ。

○副議長

このたびの初議会におきまして、副議長の就任をお受けをいたしました窪和子でございます。下中議長とともに、平群町議会の公正・円滑な議会運営とともに、住民の皆様に開かれた議会を、よりさらに努めてまいる決意でございます。どうぞ皆様、よろしくお願いをいたします。（拍手）

○議　長

それでは、議事進行の準備のため、１１時１０分まで休憩をいたします。

（ブー）

休　　憩　（午前１０時５５分）

再　　開　（午前１１時１０分）

○議　長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議　長

追加日程第５　特別委員会の設置及び定数について

を議題といたします。

お諮りをいたします。

特別委員会の設置及び定数について、委員会条例第５条第１項及び第２項の規定により、設置する特別委員会、下水道事業特別委員会６名、駅周辺整備事業特別委員会６名、財政検討特別委員会６名、議会改革特別委員会６名、公共交通対策特別委員会６名といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の設置及び定数については以上のとおり決定をいたしました。

追加日程第６　常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について

追加日程第７　特別委員会の委員の選任について

追加日程第８　諸般の報告

以上３件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました各委員の選任方法については、どのような方法で選任すればよいか、審議をお願いいたします。

「選考委員会」の声あり

○議　長

はい、選考委員会という声があり、議長一任という声がありますので、議長のほうから選考委員を指名させていただきます。

選考委員については、私と副議長の窪君、山田君、馬本君の４名をもって選考委員を決定したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よろしくお願いいたします。

それでは、各委員会の構成もありますので、少し時間もかかると思いますが、午後２時まで休憩をいたします。

（ブー）

休　　　憩　（午前１１時１２分）

再　　　開　（午後　２時００分）

○議　長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議　長

各委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされております。

お諮りをいたします。

先ほど、休憩中に選考委員会を開催し、協議していただきました各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員の所属が決定をいたしましたので報告いたします。

事務局より名簿を配付いたします。

名簿配付

○議　長

それでは、局長から報告をいたします。局長。

○局　長

それでは、お手元に配付させていただきました名簿に基づきまして御報告を申し上げます。なお、敬称は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

総務建設委員会、委員長、山田仁樹議員。副委員長、山口昌亮議員。委員、城内敏之議員、森田　勝議員、髙幣幸生議員、窪　和子副議長。

文教厚生委員会、委員長、植田いずみ議員。副委員長、井戸太郎議員。委員、山本隆史議員、稲月敏子議員、下中一郎議長、馬本隆夫議員。

下水道事業特別委員会、委員長、窪　和子副議長。副委員長、城内敏之議員。委員、山口昌亮議員、髙幣幸生議員、下中一郎議長、馬本隆夫議員。

駅周辺整備事業特別委員会、委員長、山口昌亮議員。副委員長、稲月敏子議員。委員、城内敏之議員、井戸太郎議員、山田仁樹議員、窪　和子副議長。

財政検討特別委員会、委員長、馬本隆夫議員。副委員長、山本隆史議員。委員、森田　勝議員、稲月敏子議員、植田いずみ議員、下中一郎議長。

議会改革特別委員会、委員長、井戸太郎議員。副委員長、山田仁樹議員。委員、山本隆史議員、稲月敏子議員、山口昌亮議員、髙幣幸生議員。

公共交通対策特別委員会、委員長、森田　勝議員。副委員長、植田いずみ議員。委員、城内敏之議員、窪　和子副議長、下中一郎議長、馬本隆夫議員。

議会運営委員会、委員長、髙幣幸生議員。副委員長、森田　勝議員。委員、山本隆史議員、井戸太郎議員、植田いずみ議員、山田仁樹議員。

同じく、議会だより編集委員会につきましても、議会運営委員会と同じ委員でございます。委員長、髙幣幸生議員。副委員長、森田　勝議員。委員、山本隆史議員、井戸太郎議員、植田いずみ議員、山田仁樹議員。

以上でございます。

○議　長

ただいま局長が報告いたしましたとおり選任したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの委員長、副委員長、委員に選任することに決定しました。

追加日程第９　報告第２号　議会の委任による専決処分の報告について
（和解及び損害賠償の額の決定について）
の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第２号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２７年５月８日報告
平群町長　岩　崎　万　勉

次に、おめくりください。専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成２７年３月２４日
平群町長　岩　崎　万　勉

次をめくっていただきますよう、よろしくお願いします。

和解及び損害賠償の額の決定について

平成２７年２月２０日午前１時１５分ごろ発生した、町道若葉台５号線の平群町福貴１９１３－２番地付近において、水路ぶたが外れていたことによる通

行車両のタイヤとアルミホイルの物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものでございます。

１　損害賠償の額が４万５，９２６円でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議　長

追加日程第１０　報告第３号　議会の委任による専決処分の報告について
（和解及び損害賠償の額の決定について）

の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第３号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２７年５月８日報告
平群町長　岩　﨑　万　勉

次が専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成２７年４月２４日
平群町長　岩　﨑　万　勉

次をめくっていただきますよう、よろしくお願いします。

和解及び損害賠償の額の決定について

平成２７年３月２５日午後５時３０分ごろ発生した、町道北椣原１４２号線の平群町椿台１丁目１９３１－１付近において、会所ますのスノコが飛び出していたことによる通行車両のタイヤとフロントバンパーの物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものでございます。

１　損害賠償の額　１万２，３９３円でございます。

先ほどの報告も含めまして、全て保険対象になっておりますことを報告させていただきまして、御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議　長

続きまして

追加日程第１１　同意第３号　教育長の任命に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局　長

同意第３号

　教育長の任命に同意を求めることについて

平群町教育長に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条の規定により議会の同意を求める。

平成２７年５月８日提出

平群町長　岩　﨑　万　勉

記

住　　所　奈良県生駒郡平群町大字梨本７４２番地の２０

氏　　名　岡　　　弘　明

生年月日　昭和２６年１０月２７日

以上でございます。

○議　長

続きまして、提案者の提出理由の説明を求めます。町長。

○町　長

ただいまの提案につきまして、説明をさせていただきます。

教育長の席が空席になっておりました件につきましては、平群町の教育行政を停滞させることなく推進させるため、このたび、岡　弘明氏を教育長に任命したいと考えております。

岡　弘明氏は、長期にわたり平群町内の小学校で教員、教頭、また平群南、平群東小学校校長として御活躍いただき、さらには、奈良県教育委員会において指導主事としての実績があり、本町の教育行政のトップとして申し分ない方であります。

各議員の皆様の御同意をいただけるよう、よろしくお願いいたします。

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議　長

　ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

　これより同意第３号について採決を行います。

　本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

　異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定をいたしました。

　追加日程第１２　同意第４号　監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

　ただいま町長から選任された馬本君は、地方自治法第１１７条の規定により、自己の一身上に関する事項でありますので、退席願います。

馬本隆夫議員退席

○議　長

　議案の朗読を求めます。局長。

○局　長

　同意第４号

　　監査委員の選任に同意を求めることについて

　下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第１９６条第１項の規定により議会の同意を求める。

平成２７年５月８日提出

平群町長　岩　﨑　万　勉

記

　住　　所　奈良県生駒郡平群町大字若井３８３－４

　氏　　名　馬　本　隆　夫

　生年月日　昭和２４年４月２９日

　以上でございます。

○議　長

　提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町　長

監査委員選任につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

皆様御承知のように、監査委員とは、地方自治法第１９９条に明記されておりますように、財務に関する事務の執行並びに事業の経営管理、さらには行政運営等の監査を行うものであります。

馬本議員は、十分な経験と知識を備えられた方であり、適切な監査をしていただけるものと考えております。御同意いただきますようお願いいたしまして、提案理由とさせていただきます。

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。

山口君。

○７　番

人事案件ですから、それに賛成・反対ということは、余り言わないようにしてるんですが、今回、一言質問しておきたいのは、４年前に同意案件として町長から出された。議選の監査委員については、当然、これまで平群町議会としては、議会の中で推薦をして、町長のほうから提案をしてもらう、地方自治法上は町長が提案することになってますから、それでいいんですが、ただ、慣例として、議長、副議長と同様に、１年で一応辞表を出して、それでもう一度また議会のほうで選任というか、町長に推薦をする、こういう形をとってきたんですが、この４年間については、町長が受け取らなかったということで、そのまま４年間、同じ人がやって、別に同じ人がやることについて悪いと言っているんではなくて、そういう議会の慣例がありますんでね、その辺のところについて、町長どう考えておられるのか、この際、聞いておきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議　長

町長。

○町　長

そういう慣例があるということは聞き及んでおるところでございます。今回は、監査業務は非常に大切な時代になっております。馬本議員におかれましては、経験、知識とも十分であるということから、いま一度選任させていただきたいと、このように思っておるところでございます。

○議　長

山口君。

○７　番

そういう質問じゃなくって、議会の慣例についてどう考えておられるのかということを聞いてるんであってね、私は別に馬本議員がその任でないというこ

とを言ってるんではなくて、そういう慣例をこれまでやってきたことについて、町長のほうが辞表を受け取らないということでしたから、いや、その後のことは知りませんよ、たしか２年目のときはそういう話でした。ですから、辞表をこれからも受け取らないのか、いや、そうじゃないと、受け取った上で、また新たに出すということにするのかね。そこはやっぱり、それこそ地方自治法上は、町長が提案するということになってるわけですから、それについて異議を申し立てるんじゃなくって、これまでの議会のそういう慣例について、町長はもうそれは否定するんだというんであれば、そういうふうにしていただければ、それは町長のほうの考え方ですからね。だから、そこを聞いてるんであって、その点、どうでしょうね。

○議　長

町長。

○町　長

慣例は尊重しなければならないなというふうに思っております。そのことと、今回の選任とは、必ずしも一致しない場合があるということでございます。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより同意第４号について採決を行います。

本案については、原案どおり選任同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第４号については原案どおり選任同意することに決定しました。

馬本君に御入場いただいて、御挨拶をお受けしたいと思います。

馬本隆夫議員入場

○議　長

議会選出の監査委員には、馬本議員に決定をいたしましたので、ここで御挨拶をお願いいたします。

○１２番

議会選出の監査委員ということで議決を賜りまして、まずもって御礼を申し上げます。

皆さん御存じのとおり、監査のお役目といたしましては、行政委員会の一つでありまして、その中で、特に独任制度をとっておるわけでございます。行政に、地方自治団体におきましての財務並びに経営の管理・監査、それと行政の執行のあらゆる審査をやる仕事でございまして、例月監査並びに定期監査という責務がございます。住民の血税をより一層、適正に執行されているかということを厳しく監査していきたいなというふうに思っておりますので、今後ともより一層の御支援を賜りますように、お願いを申し上げまして、就任の挨拶といたします。

○議　長

続きまして

追加日程第１３　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（平群町税条例等の一部を改正する条例について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

承認第１号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○４　番

このたびの条例改正は、国の法律に基づく改正だと思うんですけども、特に大きいのは、軽四と原付バイクのものと、ふるさと納税のことだと思うんですけども、その条文とかそういう細かいことは別として、町財政にどのような影

響を及ぼすのか、２７年度予算からどれぐらい減るというふうに見込んでおられるのか、その辺のことを御答弁ください。

○議　長

税務課長。

○税務課長

まず、軽自動車税について報告をさせていただきます。

当初予算で軽自動車税の歳入見込みとして３，３８７万５，０００円を計上しておりましたが、原動機付自転車等の二輪車に係る税率について、適用開始が１年間延期されたことの影響額については、約３１５万円の収入減になると見込んでおります。

また、ふるさと納税についてでございます。ふるさと納税については、実績としましては、平成２５年度に２７人の方が市町村への寄附をされ、寄附額としては１３８万４，０００円、町民税の税額控除が３２万８，０００円となっています。平成２６年度が３２人の方が市町村へ寄附をされ、寄附額は１２４万円、町民税の控除額が４３万８，０００円となっています。

今年度の改正で住民税特例分として、住民税の所得割の２割まで限度額が引き上げられますが、影響としては、２６年度分課税ベースで試算すると約９０万円となります。

あと、確定申告が不要となることで、所得税分も含めて町県民税でその分を返すことになりますので、町民税では５分の３、県民税は５分の２を持つことになります。その分が約１０万円として、総額で約１００万円ぐらいの影響があると試算しております。

○議　長

森田君。

○４　番

そうすると、軽自動車税、原付で３１５万減額になるということは理解できました。

それであれば、交付税等の措置は当然ふえてくるんじゃないかなと思うんですけども、その辺のことがわかる範囲、御答弁ください。

○議　長

税務課長。

○税務課長

基準財政収入額のほうに、この分が、軽自動車税分のほうが算入されます。３１５万円が減額になるということは、その分についても基準財政収入額が減るということで、基準財政需要額を上回るものについては交付税がふえるとい

うふうに考えております。

○議　長

森田君。

○４　番

大まかで結構ですから、３１５万ふえるということじゃないと思うんですね。大体どれぐらいふえるものなのか。大体、３１５万が２００万ぐらい交付税がふえるのか、１５０万になるのか、過去の経験でも結構ですから。

○議　長

税務課長。

○税務課長

交付税では７５％が算入されますので、残り２５％がその分に該当すると思いますので、約７８万７，５００円分がふえるのではないかと、この軽自動車税に係る分については、その額になると予想しております。

○議　長

山口君。

○７　番

今回、大幅なというか、多岐にわたって地方税法が改正されてるわけですけれども、今回、全部載せてないというようなことだと思うんですけれどもね、基本的に今回の条例改正にはなってないけれども、今年度中に変えなければならないというのが幾つかあると思うんです。それも含めて、ちょっと今の平群町の状況でわかる範囲で答えていただきたいんですが、今、ふるさと納税の特例については、１割から２割になって、その分、試算、２５年度決算ベースでの試算は出てましたけれども、あと住宅ローンの減税というのは、これまでやってたのをそのまま延長するわけですから、当然、その実績、毎年ちょっとずつ違うんでしょうけれども、それについての説明、同時に、これは国からの補塡が全額あると思うんですけれども、その金額、わかれば説明いただきたい。

それから、法人住民税について、平群町は規模の大きい法人が少ないですから、今回１億円以上の、資本金が１億円以上という変更がちょっとあるみたいで、あと、全国的には中小企業に対する外形標準課税で、赤字企業でも税金の支払いがふえるというようなことは聞いてるんですが、その辺、平群町で影響があるのかどうかも含めて説明いただきたい。

もう１点は、たばこ税が旧３級品について、特例措置を３年間でなくしていくということなんですが、もちろん税収として入っていくのは来年以降になるわけですが、この辺、平群町ではどのような金額になってくるのか。

それから、固定資産税についても、今回、特定空き家というのを指定して、

今まで主に一般的な住宅なら、更地に対して６分の１の減免されていた分について、これは特定空き家になれば、更地と同じような土地の評価について、かけられるということになってくる。今回はこれ出てませんけども、当然、平群町でも、この前、空き家対策でいろいろ調査ももう終わってますし、その中で当然、今現在特定空き家というふうに思われる件数がどれぐらいあって、それは当然自治体が指定しないと、そういうふうにはならないんですが、当然、そのことで持ち主が壊さなくても、税金が６倍、簡単に言えば６倍に上がるわけですから、その辺どうなってくるのか、ちょっとわかりませんが、平群町としては、今の段階でどれぐらいあって、どのように見込んでいるのか、その辺の説明も、今後、今回の議案に直接関係しませんが、いずれにしたって、これは平群町もやらなければならないことですから、その辺の説明をしていただきたい。

それから、軽四については、昨年６月に決まって、ことし１月１日から原付二輪については、１，０００円を２，０００円にするというのが一番大きい変わり方だったんですね。それを１年間延長すると。ただ、そのほかについては、今年度から法はそのままであっても、実際に徴収するのは２８年度からということでしたから、それはそのままなのかどうか、その辺についても説明していただけますか。

以上、６点ぐらいあったと思いますが、よろしくお願いします。

○議　長

税務課長。

○税務課長

まず、住宅ローン控除についてでございますが、これは居住開始期間が１年６カ月延長されます。この措置に対する減収額については、全額地方特例交付金のほうで補填されるということで、町に対しては影響ありません。

まず、平成２４年度実績としましては、適用人数が２９０人、町民税控除額で１，０１８万２，０００円、これに対して国のほうの特例交付金としては１，０７４万５，０００円が交付されております。

平成２５年度実績としましては、適用人数が３１４人、町民税控除額が１，０７０万６，０００円、特例交付金が１，０８６万１，０００円交付されております。

平成２６年度の実績として、適用人数が２８２人、町民税控除額が９２３万７，０００円、特例交付金として１，０３５万８，０００円が交付されております。

まず、法人均等割変更に伴う影響についてなんですけれども、法人税の均等

割というのは、法人税については申告納付のため、その会社が増資、減資したというのは、特に確認ができませんが、国が試算している法人税の均等割の税率区分の基準の見直しによる影響額としては、２７年度は影響がありませんが、２８年度で、国の全体で７，０００万円の増と見ております。平群町においては、法人数も少なく、特に影響はないかというふうに考えております。

まず、平群町では法人数が２３６法人あります。そのうち、資本金が１，０００万以下、従業員５０人未満の法人が１７４法人、均等割が５万円となっております。次に、資本金が１，０００万を超え、１億円以下の分で従業員が５０人以下の法人については３８法人、均等割が１３万円です。資本金が１，０００万を超えて１億円以下、従業員５０人を超える法人が４法人、均等割が１５万となってます。資本金が１億円を超えて１０億円以下、従業員が５０人以下の法人が６法人で、均等割が１６万円。資本金が１０億円を超えて従業員が５０人以下の法人が１３法人で、均等割が４１万円。資本金が５０億円を超え、従業員が５０人を超えている法人が１法人で、均等割が３００万となっております。

次は、空き家に対する課税の特例ですが、平成２６年１１月２７日に公布され、その中で市町村長が特定空き家等の所有者に対して必要な措置の勧告・命令等を行うことが可能になったということで、これによりまして、必要な措置の勧告を行った特定空き家に係る土地については、住宅用地の特例から外すというふうな特例が設けられます。というのは、住宅用地については、固定資産税が２００平米までについては６分の１に軽減、２００平米を超える分については３分の１が軽減されております。こういう措置が受けられなくなるということでございます。

たばこ税については、これは平成２７年４月１日から平成３１年４月１日までに４段階に応じて縮減・廃止等がされます。市町村たばこ税については、これについては、特に今ちょっと試算をしておりませんので、また秋にこの条例の提出をさせていただきますので、そのときに報告させていただきます。

軽自動車税については、原動機付自転車等については、１年間延長になったんですけれども、あとグリーン課税の特例ということで、軽減課税がなります。これについては、２６年度中に自動車の登録が５１８件ありました。そのうち新車登録が３０１件、貨物の登録が１２６件で、うち新車が６４件と、これの軽減率を５０から２５で計算しますと、約１３０万円の減収ということになります。２８年度で。

それと、２６年６月議会に重課税の分もあわせて行われましたが、これについては、約１７０万円の増収というふうな形で見込んでおります。

以上でございます。

○議　長

山口君。

○７　番

まあまあ、説明していただいてありがたいんですけど、本来ね、議会に出すところに今説明したような内容、もちろん、試算額を出せということじゃなくて、今したような内容の説明でないと、こんなもんでどうしてわかるんですか。これ全部見比べて、チェックしてということになるわけでしょう。

よそのこと言うて悪いけど、斑鳩町なんか、もう事前に全部そんなん、もっと詳しい説明出てますよ。今回はこれだけ、６月や９月議会で、まあそれは来年度からだから間に合うからと。ちょっとね、前も言ったけど、その辺はもうちょっとね、審議しやすいようにしていただかないと。こんなんもらって住民に説明できますか。見てわかりますか。皆さん、見てわかりますか、これ。西脇課長、行ってすぐ悪いけどさ。そやけど、ちょっとその辺は、もう前も言ったけど、全然改まらないのは、もう不思議で仕方がない。今聞いたから、そこまで答弁するわけでしょう。そこまで答弁できるんだったら、そういうのをつくって出してくれたほうが、みんなわかりやすいし、そこからの議論にしたほうが、より住民の皆さんにどういう影響を与えるかということがわかっていくわけじゃないですか。僕ら、だって住民の皆さんにそういう報告をするのも仕事ですからね。町からも、もちろんいろんな説明あるんでしょうけども。それを議論するとこやから、ちょっとそこは、次から、いつも次からと言いながら、そうはなってないんですけど、ちょっとお願いしますね。それはお願いです。

今の答弁で、いろいろ言ってもらったんだけれども、僕、最後のとこで聞きたかったのは、２８年度からいろいろかかってくる、要するにことし４月１日から、新しい軽四を買えば、１．５倍の税率になるというのは、もともと去年の６月に出た議案だったでしょう。それはそのままですかということを聞いてるんで、あと重課税の問題も、今回の、要するに１年延びた、もともとこの、もう既に町は出してると思いますけど、５月に住民の皆さんにかかる自動二輪とかの分については据え置きというのは、３月ぎりぎりで決まって、もう既に送ってると思うんですけどね。それ以外の分については、そのままですかっていうのを聞いたのが１点。

それから、固定資産税の空き家については、別に税務課で答えてもらわなくても結構ですけれども、どっちにしたって、これは出てくるわけだから、町税条例、これ、今回は出てないにしたって、だから、きょう答えてもらわなくてもいいけど、その辺はこの前、空き家の調査ちゃんとしてるわけですから、そ

れにのっとってどうなるのかというのは、もう政策推進課ではわかっているんでしょう。当然、そんなことしてないとやね、きょうも、町長挨拶で何回も町税収入が２億、３億減ったという話されてるわけじゃない。税収がどうなるかどうかというのは、その辺、答えられるんだったら、もうこの場で答えてほしいし、答えられへんかったら、議案に入ってないからというんであれば答えなくて結構ですけど、でも、その辺をちゃんと見ないと予算なんか立てようないし、本来、当初予算と今回これだけでも変わってきてるわけやからね、さっきの原付のやつだけでも３００万変わってきてるわけでしょう。４分の１は町持ち出し、要するに減るわけでしょう、実際。その辺は当然、税務課じゃなくて、政策推進課、財政当局のほうでわからないとだめだからと思うんですが、答えてくれても、くれんでもええけど、答えられるんだったら、答えていただきたいですね。

○議　長

税務課長。

○税務課長

申しわけございません。軽自動車税に係る四輪以上の分については、２８年度から値上げをした税率で課税となります。

○議　長

税務課長。

○税務課長

申しわけありません。これは４月１日から取得の分ということで、それ以前の分については旧の税率のままというふうになっております。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございますが、それぞれ今回の税条例の改正に伴う、いわゆる税収の部分というのがどれだけ予算に反映されているかというところでございますが、今回、このような形で、専決という形で町税条例の改正を御提案させていただきました。御指摘のとおり、本来でしたら、予算編成時において、なるべく制度の内容なんかも含めて、先取りをした形で予算に反映させていくというのが本意でございますが、ちょっと今回の場合、軽自動車税の減収並びに空き家に関しての対応というのが、２７年度の予算の中で反映し切れなかったというところでございますので、今後、その辺につきましては、予算編成時に担当課のほうとある程度詰めた話をしながら、きっちりとした予算編成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議　長

　山口君。

○７　番

　もう１点だけ。空き家対策について、いつごろこれは条例として出す予定になっているのか、それだけ答えてもらえますか。

○議　長

　政策推進課長のほうで、答弁できなかったらできないでいいですけども、一応きょうの税条例の中での議論の中ですので、その枠を超えないように。政策推進課長。

○政策推進課長

　空き家条例につきましては、昨年度、空き家の実態調査等を担当課のほうで行っておるところでございます。条例の策定並びに提案時期につきましては、まだちょっと内部のほうで調整もついておらない状況でございますので、また改めて議会のほうで御報告なり、御提案させていただくかなというふうに考えておるところでございます。

○議　長

　ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

　ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

　これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

　ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

　これより承認第１号について採決を行います。

　本案については、原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、承認第１号については、原案どおり承認することに決定しました。

追加日程第１４　承認第２号　専決処分の承認を求めることについて
（平成２６年度平群町一般会計補正予算（第７号）について）

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

承認第２号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○４　番

この旧西小学校の登記関係の整理事業なんですけども、どれぐらいまで今現在進捗してるんでしょうか。

○議　長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、教育委員会のほうからお答えさせてもらいます。

旧西小学校の土地に関しましては、既に御承知だとは思うんですけども、私有地がございまして、それの整理ということでやってます。大きく言って、私有地関係で２カ所ございます。１カ所につきましては、お一人の所有で、あとの１カ所につきましては６人の共有所有ということで、明治時代の登記からということになってますんで、非常に複雑になって、相続関係が複雑になってまして、お一人の方の分につきましては、ほぼ、地権者と相続を受けてる地権者の方と話がつきまして、ほぼ、完了に近づいている、めどがついているというふうな状況です。

もう一つの、６人の共有地につきましては、これについては、非常に特定できないというふうな、非常に難しい状況になってまして、今現在、引き続き調査をしているところでございます。したがいまして、今回、繰越明許ということで年度繰り越しをさせていただいたということです。

○議　長

森田君。

○４　番

大変な作業ですね、歴史があるというんですか、期間が古いやつで、大変な作業だと思うんですけども、大字関係の所有、登記というんですか、所有もあ

ったように思うんですけど、その辺のことはどうなってるんでしょうか。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問にお答えさせていただきます。

西小学校の中で、御質問にございました、自治会、大字の共有地ございました。その処理につきましては、一定、関係機関ということで、法務局なり、また町の顧問の弁護士等々にも確認をとった中で、一定、何とか町のほうに帰属ができるというふうな登記手法がございましたので、昨年１２月にそれらの手法を用いまして、各自治会名義、いわゆる大字名義の土地につきましては、平群町のほうに所有権移転、移管をしたというふうな状況となっておるところでございます。

○議　長

ほか、ございませんか。

山口君。

○７　番

これももうちょっとね、ちゃんと、何でそうなったかというね、ただ繰越明許しました、事業ができなかったから繰り越しましたではね、今、森田議員のほうからは、西小のやつありましたけどね、道路のほうについても、こんなん、普通それ説明せんと意味ないでしょう。これだけで、じゃあ、黙って、はいそうですかって、何でそうなったかという説明は、やっぱりね、質問するまでもなく、最後の説明に書くのが僕は当たり前、世間一般的常識やと思うんやけどね。こんなん、どこへ持って説明できますか、これ。何でこんなことになるんですかね。できるだけ隠したいわけ。そんなことないでしょう。その辺、もうちょっと、ちゃんと説明してください。

今、もう西小学校のやつは聞きましたよ、質問あったから。じゃあ、道路改良事業は何でこうなったかというのを、説明ちゃんとしてくださいよ。

○議　長

都市建設課長。

○都市建設課長

繰り越しの理由でございますけども、これは、１工事ですね、櫟原地内の道路改良工事の分でございます。繰り越しに関しましては、いろんな要因が複合してということになるわけなんですけど、重立った要因としましては、やはり周辺地権者、あるいは地元等の調整期間を要した、当然、それ以外に天候の関係で順延したと、そういったこともありますけども、重立った要因としては、

そういったことで御理解をいただけたらというふうに思います。

○議　長

山口君。

○７　番

場所についても、当然予算として、本来２６年度で執行する予定やったやつを、こうなったわけですから。さっき、西小学校のことについては、当然相手のある、これも相手のあることやけど、そのことでというのは、地域もわかるんですよ。でも、櫟原の場合、これ道路橋梁費といったっていっぱいあるわけで、そのうちの９６０万というのは、決して小さい額じゃないしね、それ全額、例えば道路の延長、相当あって、その一部がまだでき上がってないということなのか、その路線、そこをやるところ全部がやれてないということなのか、その辺も含めて、私は細かくとは言わないけれども、今のだったら、櫟原地区で地権者や周辺地権者の同意の問題、それから天候で工事がおくれた問題、そういう説明しかないわけ。もともと、でも２６年度中にやる予定やったわけでしょう。それができなかったわけだから、もうちょっと、やっぱり納得できる説明というかな、そういうもんは僕は必要ではないかと思う。これはこれに限らずですよ、全てについてですけど。その点、どうでしょうか。

○議　長

道路について。都市建設課長。

○都市建設課長

申しわけございません。若干、説明不足でございました。

当然、２６年度事業でございますので、年度内執行ということで、配置は実施をしておったということで、繰り越しにつきましては、前渡金、前払い金については２６年度に執行しておると。ただ、重立った工事につきまして、擁壁工、舗装工、あるいは排水工、そういったことがありますけども、重立った工種につきましては、まだ２６年度では未竣工でございます。現在、工事中でございます。そういったことを含めまして、ほぼ繰り越しをさせていただいたということでございます。

○議　長

馬本君。

○１２番

今、課長、御答弁された仕事は、去年の１２月２６日から施工され、３月末日をもって施工期間ということでされた、１２月に入札されたことでございます。ここで僕がね、いろんな説明は、それはいろいろ細かく説明していただかなければならない部分もたくさんあると思いますけども、やっぱりいろんな関

係、議会では言えない、いろんなこともあると思いますので、地域周辺並びに天候の関係ということで、今、これ延期になってるということ、一定は、私は認識してます。というのは、この議案は５月１日にいただいたわけでございます。それによって、私、ちょっとこれ、きょう議会に臨むに当たって勉強させていただいたわけでございますけども、今後、議会に説明していただくのは、それはそれで結構なんですけども、その説明の仕方によって、仕事が逆にストップするとか、いろんなことがあっても困りますんで、そこら辺をきちっと、いろんなことを考慮していただいて、御答弁していただくように、ひとつ、課長お願いしたいんですけど、その点どうですか。

○議　長

都市建設課長。

○都市建設課長

できるだけの情報については、こういった場所では公表させていただきたいというふうに思っております。ただ、公共工事につきましては、利害関係者という方がおられます。そういった方々には十二分に配慮をする中で、慎重に進めてまいりたいということで御理解を賜われたらというふうに思います。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第２号について採決を行います。

本案については、原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、承認第２号については、原案どおり承認することに決定しました。

追加日程第１５　承認第３号　専決処分の承認を求めることについて
（平成２６年度平群町介護保険特別会計補正予算（第４号）について）

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

承認第３号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第３号について採決を行います。

本案については、原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、承認第３号については、原案どおり承認することに決定しました。

追加日程第１６　承認第４号　専決処分の承認を求めることについて
（平成２７年度平群町一般会計補正予算（第１号）について）

を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

承認第４号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○１０番

今回の臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金、総額３，９４０万５，０００円を専決で補正予算上げられましたが、これは御存じのように消費税率が１０％への再引き上げが平成２９年４月に延期されたことを受けましての給付金であります。昨年４月、消費税率８％に引き上げられたことに伴いまして、低所得の方や子育て世帯の方々にも、本町としても給付をされましたが、今回、少し違いがあると思います。

今回、両方を昨年と違いまして、低所得者向けの方と子育て世帯、両方、ダブルで受給が可能となるような制度に少し変わっておりますので、もう少し詳しく、申請をしなければこれは給付されませんのでね、申請の具体的な時期や、また方法、また対象者、対象人数等につきましての詳細の説明をお願いしたいと思います。

○議　長

福祉課長。

○福祉課長

窪議員御指摘のとおり、制度、若干前年と変わりました。指摘ございますように、２６年度は、非課税の世帯あるいは子育て臨時特例交付金も含めて、重複する対象者については、どちらかを選択するというのがございましたが、それが今回は撤廃をされて、重複者も受給ができるということになりました。

金額的には、前回が１８カ月分でございましたので、１万円でございましたが、今回は、１年分、１２カ月分ということで、６，０００円と３，０００円ということで、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金ということで金額が定まっております。

具体的に、申請の時期でございます。申請といいましても、改めて申請してくださいという話はできませんので、既に町のホームページ、あるいは広報の６月号への折り込みも含めてさせていただきますが、住民に徹底してその周知を図ってまいります。

まず、直前で申しますと、子育て世帯臨時特例給付金については、５月末の段階で、６月から始まります児童手当の現況届の申請がございますので、その

方たちが当然対象になってまいりますので、その現況届に一緒に同封をさせていただいて、申請用紙、説明書を送らせていただいて、申請をいただくという形をとりたいというふうに思っております。

それと、臨時福祉給付金については、これは当然非課税でございますので、住民税課税が決定をされる、通知をされるということが前提になってまいりますので、その段階で住民税の課税納付書の送付に同封をさせていただいて、対象になるであろうと思われる方全員に申請書をお送りをし、申請をするという形をとってまいりたい。

先ほどの子育ての関係については、当然、児童手当の現況届と同時でございますので、自動的に福祉課の窓口のほうでやっていきたいというふうに考えております。

それともう一つ、臨時福祉給付金については、具体的には８月から取り組みをさせていただきたいというふうに考えておりますが、これはもう別会場を設けて、庁舎内で別会場を設けて、そこで専用の端末を入れまして、住民の申請を受けるということを進めてまいりたいというふうに思います。

具体的に、給付については、１０月以降になってくるというふうに思います。そういう流れで、予定としては進めてまいりたいというふうに大きくは考えておりますので、もし、いろいろございましたら意見を頂戴したいというふうに思います。

○議　長

窪君。

○１０番

対象人数、質問してますのでお答え願いたいと思います。

それから、臨時福祉給付金に関しましては、基準日が本年１月１日時点で住民票がある市町村への申請が必要とありますので、１月以降に移転をされている方、例えば他の自治体に移転をされてる場合は、そこに申請書を送られるのかどうか、それも再度御確認させていただきたいと思います。

○議　長

福祉課長。

○福祉課長

対象人数でございます。今現在、担当している福祉課のほうで把握しております数字は、臨時福祉給付金については、３，１００人を想定をしております。これはまだ課税が決定されておりませんので、数字が変わってくる可能性もございます。それと、子育て世帯臨時特例給付金については、これは公務員を除きますので、それ以外については、前年とほぼ同じぐらい、最高で２，０５０

人ぐらいというふうに想定をしております。ただ、これもあくまでこちら側のほうが想定をしているだけで、まだ現況届と一緒に申請上がっておりませんので把握ができません。

それと、１月１日現在平群町におられて、転出された場合、異動された場合どうなるのかということでございますけども、臨時福祉給付金については、１月１日を基準日にしておりますので、当然１月１日現在平群町に住民票がある方、この方が３月あるいは４月に転出をされたということであれば、その転出先に申請用紙を送らせていただく。当然、１月１日は同時に住民税の課税基準日がございますので、転出されても、住民税の課税はさせていただきますので、それと同時に、そちらのほうに送らせていただくという形になるというふうに考えております。

子育て世帯のほうは、これも５月末、現況届でございます、その段階で在住しておられる市町村への申請になりますので、今現在、５月末で平群町におられる方が対象になってまいるということでございます。

以上でございます。

○議　長

窪君。

○１０番

ありがとうございます。また、昨年度に引き続きまして、大変手続等々、御苦労をおかけすると思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。とにかく申請をしないと、これは給付がされませんので、前回、昨年も１００％にはいかなかったと思うんですが、それなりに本当に御努力をしていただいたと私は思っております。今回も、これが最後になるかなと思うんですけれども、しっかりと全ての人が、対象者の皆さんに給付されますように御努力していただきますよう、よろしくお願いしておきたいと思います。

○議　長

山口君。

○７　番

去年の実績もちょっと説明してほしいんですが、それと、今回の予算で見ると、臨時福祉給付金が３，１００人、子育てのほうが２，２００人という予算組みなんですが、それはそれで、予算でそれぐらい見てるということなんでいいんですけれども、ただ、事務経費が去年より金額は減るんやけど、事務量がふえるということだと思うんですが、事務経費が、要するに去年よりもふえてるんですよ。ただ、払う金額が少なくなるからね、払う金額が少なくなって、事務経費、それはあり得ることやから、それ自体でおかしいとは思わないんで

すが、ただ、区分けが、国庫補助金の、歳入のほうを見れば一目瞭然ですが、子育てのほうの事務費国庫補助金が１４０万で、臨時福祉給付金のほうが１，２８０万５，０００円と、こうなってるんですね。去年の予算で見ると、大体同じぐらいの金額で予算組みしてるんですよ。この違いは一体何なのか、その説明も含めて、去年度の実績とあわせて説明いただけますか。

○議　長

福祉課長。

○福祉課長

２６年度実績ということでございます。臨時福祉給付金については、２，００５件、２，６５８人の方に給付をさせていただきました。金額で言いますと、トータル３，３８３万５，０００円。子育て世帯臨時特例給付金については、１，２５５件、１，７９２人、金額で言いますと１，７９２万円の給付をさせていただいたところでございます。

それと、事務費の関係でございます。昨年は、臨時でその事務をしていくのに１名を入れただけでございました。大変、正直申しまして、混雑いたしました。住民の方にも御迷惑をかけたというふうに思っております。福祉課の窓口、横一列に並ぶという状況でございまして、介護保険の相談や、あるいは障害のほうの相談等に来られても、それに対応できないという状況でございましたので、今回、補助対象になりますので、その分について人件費ということで、臨時職員の雇用をして、窓口対応をしていく、別の部屋でやっていくということで対応するので、その分について申請をし、補助を受けるということでさせていただくところでございます。

そういう関係で、前回よりもふえております。ということの説明でよろしいでしょうか。

○議　長

山口君。

○７　番

それは構わないんです。別に、全部国から、実際かかった金で出るのか、後で精算するのかどうか知りませんが、去年よりも、だから体制をきちんと、去年の経験を踏まえてやるということなんで、それは構わないんですが、ただ、ちょっと気になったのは、これはまた決算でも出てくると思いますが、臨時福祉給付金のほうが、今の話だと、相当当初の予定より少なくて、子どものほうは相当多いという、今話やったんですが、そこの議論は、ここはいいですけれども、今回、でもそれを、去年の実績を見て、今年度、重複もできるということで、３，１００人と２，２００人になってるんだろうと思うんですけれども

ね。でも去年の実績から言えば、臨時福祉給付金のほうは、もっと少なくてもいけるんじゃないかと。ただ、全員取りに来られてないということなんで、その辺も加味されてるのかわかりませんが、その辺、ちょっと気になったんで、まあこれは予算ですから、別にいいですけれども。

それともう１件、債務負担行為補正が出てるんですけどね、これはあれですか、当初予算で計上漏れですか。そういうことですか。だって、予算に何も出てないのに、これだけあと４年間、来年から払うって、どこかで今年度予算に出てないと、債務負担行為もできないでしょう。その点どうですか。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの山口議員の御質問でございますが、大変お恥ずかしい話で申しわけございませんが、当初予算のちょっと計上漏れがあったということで、今回、専決処分の中に入れさせていただいたところでございます。

○議　長

山口君。

○７　番

念のために聞きますが、なぜ、そんなことが起こるのか。この後、もう１件ありますけどね。ちょっと、その辺ね、どう言ったらいいの、これ、こういうことは。そら、もちろん人間やから間違うこともあるし、漏れることもあるのは、別にそのことで糾弾しようとも思いませんが、こんなん、３件も出てくるというのは、次のと合わせてね、ちょっと余りにもどうなの。財政大変や、大変やと言ってる割に、えらい甘いんやなというふうに私は思うんですが。その辺、どのように考えておられるのか、ちょっと一言言ってもらえますか。

○議　長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございますが、御指摘のとおりの部分でございます。当然、予算編成時におきましては、こういった、当然長期間にわたる債務を負担するべき契約行為等については、契約初年度の予算の中で債務負担行為を上げるということがもう大原則でございます。予算編成時におきまして、各課のほうにもその旨、十二分に周知はしておるところでございますが、何分、なかなか把握ができなかったという部分につきましては、率直に反省をしておるところでございます。

今後、来年度の予算編成含めて、こういうことのないように、各課のほうと

も連絡とりながら、予算編成に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議　長

森田君。

○４　番

今の関連ですけどね、これ、システムの費用だと思うんですけども、このシステムは、どういう契約の仕方をされているのか、入札なのか、随契なのか、汎用ソフトなのか、その辺、お答えください。

○議　長

都市建設課長。

○都市建設課長

土木積算システム「基」でございますけども、これにつきましては、「基」というソフトを使用しておりますので、随契ということでございます。

○議　長

観光産業課長。

○観光産業課長

地籍調査支援システムのほうでございますが、こちらのほうは、ＯＳといいますか、ＷｉｎｄｏｗｓＸＰからＷｉｎｄｏｗｓ７への移行ということで、２７年度からの稼働ということで、現在入札準備をしておるところでございます。

○議　長

森田君。

○４　番

入札１件は随契、それはやっていただいて結構なんですが、その件は結構なんですけど、先ほど、窪議員の質問のところで、これは申請主義だと、ホームページと広報でお知らせするという答弁があったと思うんですけども、今、自治会に入らない方がいらっしゃる。その方には、どのような方法で、これ以外もあるんですよ、これ以外のこともあるんですけども、そういう方には、以前では、広報を取りに来た人には渡すというお話があったんですけども、あっては困ると思うんですけども、その人たちに対する周知徹底、これを受けられるということは、非常にお仕事がお忙しい方じゃないかなと思うんですけども、その辺のことをどのように、これも含めて対応しようとお考えになってるのか、お尋ねします。

○議　長

福祉課長。

○福祉課長

先ほど、窪議員の質問のときにお答えをさせていただいたと思うんですが、臨時給付金の関係については、非課税の場合です。住民税決定がされますと、非課税者の方が決定されますので、その方について自動的に税のほうから申請用紙、あるいはその内容のチラシも含めて送付をさせていただきます。

それと、子育て世帯の関係についても、６月１日に現況、児童手当の現況届を提出していただくことになりますので、その文書の送付と同封をし、一緒にこの申請用紙とチラシとを同封させて、対象になるであろう方全員に送付をさせていただいて周知をするということにさせていただきます。

それと、先ほどちょっと漏れておりましたが、ホームページあるいは広報もそうですし、次、開催されます総代・自治会長会でも、会長さんに改めてこういう制度があるということもさせていただきますし、政府はいろんな広報媒体を使いながら、この制度について周知をしているところでございますので、内容は全国変わることございませんので、住民の方はテレビ等でごらんになっておられるというふうに思います。

以上でございます。

○議　長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第４号について採決を行います。

本案については、原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、承認第４号については、原案どおり承認することに決定しました。

追加日程第１７　承認第５号　専決処分の承認を求めることについて
（平成２７年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について）
を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

承認第５号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第５号について採決を行います。

本案については、原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、承認第５号については、原案どおり承認することに決定しました。

３時５０分まで休憩いたします。

（ブー）

休　　　憩　（午後　３時３１分）

再　　　開　（午後　３時５３分）

○議　長

それでは、再開をする前に、先ほど、教育長の任命同意をいただきました岡弘明様が御挨拶に参っておられますので、お受けしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○教育長（岡　弘明）

先ほど教育長の任命について御同意をいただきました私、岡　弘明と申します。どうぞよろしくお願いします。

この４月からの地方教育行政法の一部が改定されまして、約６０年間続いた教育行政の組織が大いに変わってまいりました。そういうふうな大きな節目の中で、教育長の任命をお受けするということで、身が引き締まる思いでございます。また、同時に大きな不安と戸惑いもございますけれども、先生方の御指導、御協力を賜りながら、平群町の教育発展のために尽くしてまいりたい、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議　長

ありがとうございました。

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議　長

追加日程第１８　委員会の閉会中の継続調査の件

を議題とします。

議会運営委員長から次期議会の議会運営について、会議規則第７５条の規定により、お手元にお配りをしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たり、御挨拶をお願いします。町長。

○町　長

議員各位におかれましては、熱心な御審議を賜りましてありがとうございました。本日、上程させていただきました全議案につきまして御同意、御承認いただき、まことにありがとうございました。

平成２７年度が始まりまして１カ月余りでございますが、今年度１年間、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りながら平群町創生元年の年として、明るいまちづくりを目指して邁進してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議　長

これをもって平成２７年平群町議会第２回臨時会を閉会いたします。

（ブー）

閉　　　会　（午後　３時５４分）